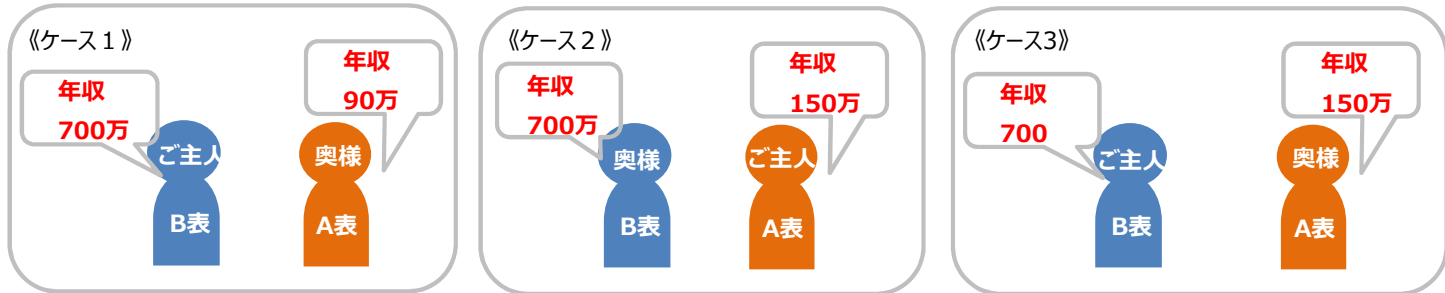


《注意事項》

- ◆ ○が適用を受けられる目安となります。目安となりますので、正確な数字は別途計算ください。
- ◆ 「産前産後休業給付金」や「育児休業給付金」の給付金は収入に含めないでください。
- ◆ 社会保険や控除が必ずしも適用を受けられるとは限りません。
- ◆ 社会保険に関してはお勤めの会社に聞いてください。配偶者控除及び配偶者特別控除に関しては税務署にご確認ください。

家族構成での見かた



※4 ○は「配偶者特別控除」、「配」と記載があるものは「配偶者控除」の意味

A表		B表（所得税）									
配偶者A表 (適用を受けない方Aの年収から)		社会保険加入 ※ご自身（A）が加入する目安			給与所得者B表の控除額 (B)の所得で見る、(B)が受けられる控除額の目安						
年収	合計所得	社保年間目安 ※5おおよそ	501人以上 ※1	500人以下 ※2	所得900万以下 (収入1,120万以下 ※3)	所得900万以下 (収入1,120万越 1,170万以下※3)	所得900万以下 (収入1,170万超 1,220万以下※3)				
1	90万	250000			配※4	38万	配	26万	配	13万	
2	103万	380000			配	38万	配	26万	配	13万	
3	106万	410000	130,000	○	○	38万	○	26万	○	13万	
4	130万	650000	130,000	○	○	38万	○	26万	○	13万	
5	140万	750000	130,000	○	○	38万	○	26万	○	13万	
6	150万	850000	135,000	○	○	36万	○	24万	○	12万	
7	155万	900000	142,000	○	○	31万	○	21万	○	11万	
8	160万	950000	142,000	○	○	26万	○	18万	○	9万	
9	170万	1020000	148,000	○	○	21万	○	14万	○	7万	
10	180万	1080000	148,000	○	○	16万	○	11万	○	6万	
11	190万	1150000	165,000	○	○	11万	○	8万	○	4万	
12	195万	1183600	165,000	○	○	6万	○	4万	○	2万	
13	200万	1220000	175,000	○	○	3万	○	2万	○	1万	
14	201万	1225600	175,000	○	○	3万	○	2万	○	1万	
15	205万	1253600	175,000	○	○	なし		なし		なし	

※1 500人以下の事業所でも「労使協定」がされていれば、適用されることもあります。

※2 501人以上の事業所でも「労使協定」により、加入できないところもあります。

※3 本制度は2018年より改正されています。

※5 社会保険料は愛知県の基準で求めています。健康保険料と厚生年金の合算の目安（30歳）となります。